

異常水質事故対応マニュアル

環境部生活衛生課

(目的)

- 1 秩父市所管内において異常水質事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係機関がその状況を迅速かつ的確に把握し、異常水質事故の未然防止及び被害防止対策を講じるための体制を確立することを目的とし、併せて、住民への被害を最小限にとどめるため、異常水質事故に関する現地調査、情報の収集・伝達並びに報告等の取扱を明確に定めるものである。

(異常水質事故の定義)

- 2 このマニュアルにおける異常水質事故とは、公共用水域において次の事態が単独又は複合して発生した場合を言う。
 - (1) カドミウム、全シアン、六価クロム、ヒ素、総水銀等の有害物質により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるとき。
 - (2) 魚類が大量に浮上、狂奔、へい死するなどの事態が発生したとき。
 - (3) 油類、着色汚染等により水質が著しく悪化し、利水に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) その他、大量の有機物の流入、発生等により、水質の汚濁が著しいとき。

(情報連絡体制)

- 3 公共用水域において異常水質事故が発生又は発生するおそれが生じ、関係者等から市へ通報があったときは、次の部課が対応にあたる。(別紙1)
本庁管内は環境部生活衛生課、産業観光部農政課、総務部危機管理課および秩父広域市町村圏組合水道局
各総合支所(吉田・大滝・荒川)管内は地域振興課
 - (1) 各関係課長は各部室長に、各総合支所は所長へ事故の発生状況を報告する。
 - (2) 各関係部長及び各総合支所長並びに市長室長は、事故の発生状況を市長へ報告する。
 - (3) 生活衛生課生活環境担当職員は秩父環境管理事務所へ事故の情報を通知し、事故への対応を連携する。

(勤務時間外の連絡方法)

- 4 勤務時間外に事故が発生した場合の関係職員への連絡方法は、各部課の緊急連絡網による。

(被害調査)

- 5 生活衛生課生活環境担当職員は被害の状況調査を実施し、その結果を総務部危機管理課及び産業観光部農政課・各総合支所地域振興課へ報告する。

(応急対策)

- 6 異常水質事故が発生し、水環境への影響が著しい状況にあるときは、関係部局で協議の上、秩父環境管理事務所等と連携し、事故の影響を最小限にとどめる防止対策を講じる。